

協 定 書

出雲市水道事業 出雲市上下水道事業管理者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) は受水槽以下の料金算定について次のとおり協定
を締結する。

設 置 場 所

対 象 物 件

戸 数

メーター口径 mm 個 (集合メーター)

記

(検針開始時期等)

第1条 甲は、 年 () 月から出雲市水道事業受水槽以下の装置の取扱規
程第5条第2項の規定に基づき、受水槽以下の集中検針用隔測メーター (以下「集合メ
ーター」という。) により料金算定を行うものとする。

(水道メーターの貸与及び取替等)

第2条 甲は、乙に市の水道メーター mm (以下「親メーター」という。) を1個貸与
し、受水槽上流に取付ける。集合メーター (集中検針盤に認定番号シールの貼付を含む)
は乙の負担で取付けるものとする。また集合メーターが故障等により不適格となった場
合は、甲の指示に従って乙の負担で取り替えるものとする。取り替えがなされない場合
は、次回検針日から親メーターで料金算定を行なうものとする。

2 乙は計量法施行令第18条の規定に基づき、集合メーター (集中検針盤に認定番号シ
ールの貼付を含む) を8年以内に取り替えるものとする。取り替えがなされない場合は、
次回検針日から親メーターで料金算定を行うものとする。

3 乙がその責に帰すべき事由により親メーターを亡失、またはき損した場合はその
害額を弁償しなければならない。

(料金の徴収)

第3条 甲は、集合メーターにより算出した料金を、各戸の使用者からそれぞれ徴収する。

2 親メーターの使用水量が、集合メーターにより算出した使用水量合計を上回った場合
の、器械誤差の容認限度は、親メーターの10%までとする。

3 器械誤差容認限度以上にメーターの差が生じた場合は、容認限度以上の使用水量分の

料金は、乙が負担するものとする。ただし、善良な維持管理を行っていた場合はこの限りではない。

4 親メーターの使用水量が集合メーターにより算出された使用水量合計を下回っても料金は還付しない。

5 受水槽以下の装置は漏水による減免対象とはしない。

(給水施設の維持管理区分)

第4条 親メーターまでの水道施設及び親メーターは甲の維持管理とし、その他の給水施設は乙が維持管理するものとする。

2 維持管理を怠った場合には、次回の検針日から親メーターで料金算定を行なうものとする。

(協定の解除)

第5条 甲は、次の各号のいずれかに該当するとき、本協定を解除することができる。

(1) 乙が第2条第1項のメーター取り替え又は第2条第2項のメーター取り替えを長期に渡って行わないとき。

(2) 乙が第4条の維持管理を著しく怠ったとき。

2 乙は、本協定の継続を望まないとき、甲との書面による合意のもと本協定を解除することができる。

(その他)

第6条 本協定書に定めのない事項については、出雲市水道事業給水条例、各規程等によるものとし、当該条例、各規程等に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

本協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 () 月 日

甲 出雲市姫原2丁目9番地1
出雲市水道事業
出雲市上下水道事業管理者

乙